

(住宅・土地統計調査)

審 査 メ モ

1 今回申請された変更内容等

- 住宅・土地統計調査（以下「本調査」という。）について、今回、以下に掲げる変更が予定されている。

(1) 標本設計の見直し等

- ① 標本調査区数の算定方法を見直し、報告者数を削減 【→2頁】
 《前回》約 21 万 8000 調査区（報告者数：約 370 万住戸）
 《今回》約 19 万 9000 調査区（報告者数：約 340 万住戸）
- ② 人口 1 万 5000 人未満の町村について結果表章するための標本配分の見直しは行わない 【→4頁】
- ③ 標本調査区の選定過程で用いる層別基準を見直し 【→5頁】

(注) ①及び②については、令和3年5月26日の統計委員会において説明済。

(2) 調査事項の変更

- ④ 住宅に住んでいる世帯 【→6頁】
 ・「同居世帯」への調査票の配布を取りやめ
 ・「同居世帯」に関する必要最小限の情報を「主世帯」から把握することに伴う調査事項の変更
- ⑤ 住宅以外の建物に住んでいる世帯 【→10頁】
 世帯の種類に関係なく、必要最小限の情報を把握することに統一
- ⑥ ④及び⑤の変更のほか、調査結果の利活用上の必要性や報告者の負担軽減の観点から、一部の調査事項を変更 【→12頁】

(3) 集計区分の変更

- ⑦ 集計上の世帯区分について、「普通世帯」「準世帯」による区分と「主世帯」「同居世帯」等による区分を併用していたが、後者の区分に統一 【→15頁】

(4) 調査方法の変更

- ⑧ オンライン回答用 ID を先に配布し、オンライン回答がなかった報告者に対してのみ紙の調査票を配布する方法から、オンライン回答用 ID と紙の調査票を同時配布する方法に変更 【→17頁】

- ※ 別添 1 層別基準の見直し 【→20頁】
 別添 2 調査票新旧対照表 【→21頁】

表 2 国勢調査の調査区数、本調査の標本調査区数及び調査対象住戸数の変遷

区分	前々回調査 (平成 25 年)	前回調査 (平成 30 年)	今回調査 (令和 5 年)
国勢調査の調査区数	約 100 万 8000 調査区	約 103 万 7000 調査区	約 106 万 5000 調査区
標本調査区数	約 20 万 5000 調査区	約 21 万 8000 調査区	約 19 万 9000 調査区
調査対象住戸数	約 350 万住戸	約 370 万住戸	約 340 万住戸
調査票甲	約 300 万住戸	約 320 万住戸	約 290 万住戸
調査票乙	約 50 万住戸	約 50 万住戸	約 50 万住戸
建物調査票	約 350 万住戸	約 370 万住戸	約 340 万住戸

エ これについては、今回の諮問に先立ち、第 164 回統計委員会（令和 3 年 5 月 26 日）において、調査実施者から変更の方針について、既に説明がなされており^(注)、統計委員会からも「前回の課題を踏まえて、精度を維持しつつ負担軽減を図るという方向で、適切に対応されているもの」と評価されている。

(注) 調査準備の一環として、令和 3 年中に標本調査区数を確定する必要があったことから、諮問に先立って、統計委員会への説明が行われたもの

オ したがって、報告者の選定方法の見直し自体については、特に異議をとどめるものではないが、今回が正式な諮問手続であることから、設計上の考え方について、改めて確認しておきたい。

(論点)

今回の変更の考え方について、調査実施者として改めて説明をお願いします。

その際、以下の点についても、併せて説明してください。

- 調査票甲と調査票乙の標本調査区の配分方法
- 調査票乙の報告者数（表 2 参照）を維持する理由
- 今回の変更に伴う結果精度への影響

(課題の検討結果)

② 人口1万5000人未満の町村について結果表章するための標本配分の見直しは行わない。

(審査状況)

ア 前回答申では、標本設計の見直しに係る課題の一環として、「人口1万5000人未満の町村別の結果表章の要望等を踏まえ、例えば、大都市部の標本数を小規模の町村に振り替える場合の結果精度や、標本数の見直しによる実査事務の業務量等についても十分に検証・検討する必要がある」旨の課題も付されていた。

イ これについて、調査実施者において検討の結果、

- 人口1万5000人未満の町村について、一定の精度を確保した結果表章を行うためには、前回調査実績との比較で約3倍の標本調査区数が必要であり、サンプルサイズの抑制という方向性に逆行すること
- これに対応するためには、町村における統計調査員の確保、事務負担増が避けられず、町村に対するアンケート結果においても、統計調査員の確保が困難という意見が多数寄せられており、95%の町村において、町村別の結果表章を希望していないこと

を踏まえ、人口1万5000人未満の町村の結果表章は、町村の事務負担を考慮すると現実的ではなく、ニーズも大きくないことから、そのための標本配分の見直しを行わないこととした。

ウ これについても、第164回統計委員会（令和3年5月26日）において、調査実施者から既に説明がなされており、統計委員会からも「調査全体として大幅な負担増を招くことや、それを超えるニーズが見られないことから、現行の対応を維持したいということで、こちらについても、適切な対応」と評価されている。

エ ついては、調査に係る各種負担の著しい増加と、それに十分に見合うニーズがないことを踏まえた判断として、適切と考える。

(論点)

特になし

(変更内容)

③ 標本調査区の選定過程で用いる層別基準を見直し

(審査状況)

ア 本調査においては、以下の流れで、調査対象となる住戸の選定が行われている。

①国勢調査の調査区 → ②標本調査区数の算定 → ③標本調査区の選定 → ④住戸

前回調査までは、表3のとおり、「②標本調査区数の算定」及び「③標本調査区の選定」の各段階で、「65歳以上世帯員のいる一般世帯割合」「住宅の所有関係（持ち家、借家など）」「間借り等の世帯数の割合」等の要素に着目して、国勢調査の調査区を層化し、抽出等に用いていた。

イ しかしながら、前回調査までの標本調査区の層別基準は、平成15年の調査以降、ほぼ変更されておらず、その後の住宅事情の変化や高齢化の進行等により、現在においては必ずしも効果的な層化が行われな可能性はある。

このため、母集団のよりよい縮図となる標本が得られるよう、当該層別基準について所要の変更を行うこととしている〔別添1参照〕。

なお、これまで、②標本調査区数の算定及び③標本調査区の選定の各段階において、層別基準を考慮していたが、②標本調査区数の算定方法の変更により、この段階においては、層別基準は使用しなくなり、層別基準を活用する場面は、③標本調査区の選定段階のみとなる。

表3 層別基準の活用場面及び変更内容

区分	変更前	変更案
② 標本調査区数の算定の段階	市区町村ごとの抽出率を設定する際に、人口規模別とともに、層別基準も考慮	標本調査区数の算定方法の変更（前記①）により、この段階においては、層別基準は使用しなくなる。
③ 標本調査区の選定の段階	市区町村別ごとに、国勢調査の調査区を層別に配列し、そこから必要な数の調査区を系統抽出	<u>引き続き、層別基準を適用（層別基準は見直し）</u>

ウ これについては、社会・経済情勢の変化に対応して層別基準を見直すものであることから、おおむね適当と考えるが、以下の論点について確認する必要がある。

また、前記アのとおり、今般の変更によって、標本調査区数の算定に当たり、従来設定していた層別の抽出率を用いなくなることに伴い、調査結果の母集団推定の方法も変更することとなることから、これによる影響についても確認する必要がある。

(論点)

- (a) 前回調査までの層別基準において生じていた課題や問題点、今般の層別基準の見直しにおいて重視した考え方や変更理由を説明してください。
- (b) 新たな層別基準に変更することによる長所や、見込まれる調査結果の精度について説明してください。
- (c) これまで標本調査区数の算定段階で設定していた層別の抽出率を用いなくなることに伴い、調査結果の母集団推定の方法にどのような変化が生じるのか説明してください。また、それが結果精度に及ぼす影響について説明してください。

(2) 調査事項の変更

(変更内容)

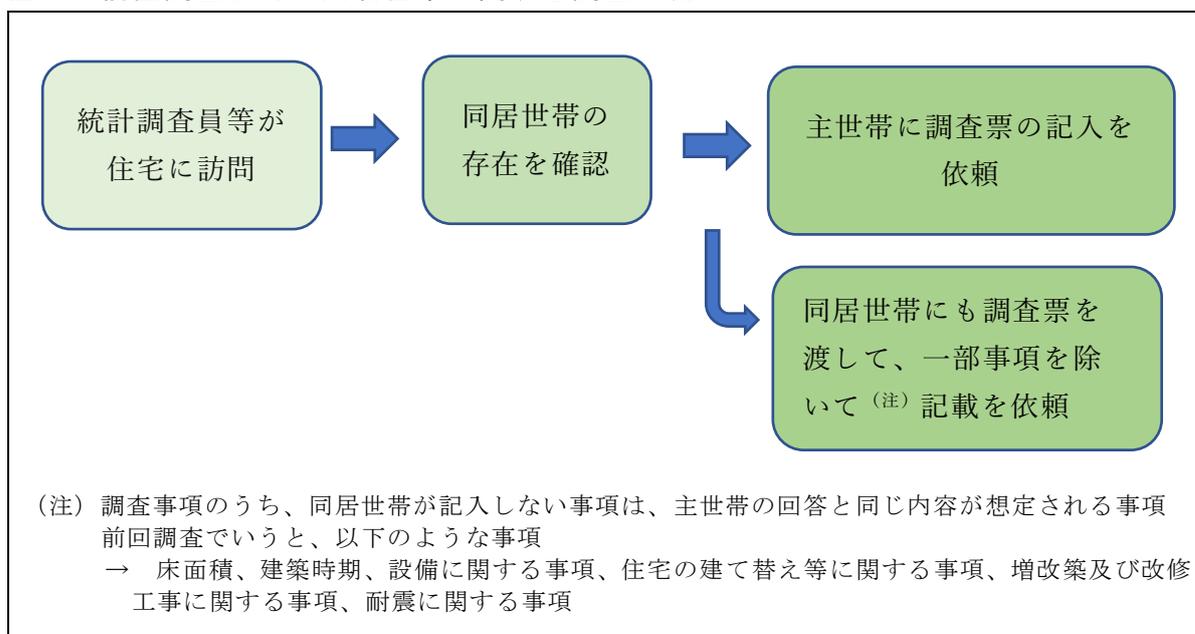
④ 住宅に住んでいる世帯

- ・「同居世帯」への調査票の配布を取りやめ
- ・「同居世帯」に関する必要最小限の情報を「主世帯」から把握することに伴う調査事項の変更

(審査状況)

ア 前回調査までは、**図1**のとおり、統計調査員等（統計調査員及び民間事業者。以下同じ。）が報告を求める住宅を訪問した際、同居人がいる場合には、「主世帯」（1住宅に複数の世帯が居住している場合、住宅の所有者や家主などの世帯）とは別に、「同居世帯」（主世帯と同一の住宅に居住し、生計を別に行っている世帯）にも調査票を渡して、一部の事項を除いて、報告を求めていた。

図1 前回調査までの同居世帯に関する調査の流れ



イ しかし、調査を行う過程で、同居世帯の有無について出現率が僅少であるにもかかわらず逐一確認しなければならないなど、統計調査員等の負担が大きいことから、地方公共団体から事務負担軽減、調査の効率化についての要望が強くなされている。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等により、統計調査員等が報告者に接触することへの制約が大きくなっており、これまでの方法の継続が難しい環境になってきている。

加えて、前回答申において、「住宅に間借り」など報告者になじみの薄い選択肢について、表記の適切性、継続把握の必要性等の検討も求められている。

ウ そこで、今回、同居世帯への調査票配布を取りやめ、同居世帯に関する必要最小限

の情報を主世帯から把握することとし、これに伴い、表4-1及び表4-2のとおり、調査事項を追加・削除等することを計画している。

また、当該調査事項の見直しに伴い、集計事項も見直すことを計画している。

表4-1 主世帯に対する新たな調査事項

※「別添2」は、申請書類(資料1-2)から調査票の新旧対照部分を抜粋したもの(表4-2も同じ)

変更内容	調査票の 該当番号等	別添2
① 「同居世帯の有無」を新設するとともに、同居世帯がいる場合には、以下の項目を把握 <ul style="list-style-type: none"> ■ 「同居世帯の世帯数」 ■ 「同居世帯の世帯人員の合計」 ■ 「うち65歳以上の世帯人員」 	甲・乙 新2	P.21
② 「居室(室数の合計及びその畳数)」の内訳項目として <ul style="list-style-type: none"> ■ 「うち同居世帯が使用する室数の合計及びその畳数」 を追加	甲・乙 新9・旧8	P.22

(注)「調査票の該当番号等」欄の「新」は、今回調査の調査票(案)の番号等であることを、「旧」は、前回調査の調査票の番号等であることを示す。

「新」「旧」いずれも付していない番号等は、今回調査と前回調査で番号等が変わらないものであることを示す。(以下同じ)

表4-2 同居世帯に報告を求めなくなることに伴い、調査票から削除される事項

変更内容	調査票の 該当番号等	別添2
① 「持ち家か借家かなどの別」の選択肢から <ul style="list-style-type: none"> ■ 「住宅に間借り」 を削除	甲・乙 新10・旧9	P.23
② 調査員記入欄のうち <ul style="list-style-type: none"> ■ 「住宅に居住している世帯」(「主世帯」か「同居世帯」の別) を削除	甲・乙 旧調査員記入欄	P.24

ウ これらの変更については、

- ・ 同居世帯への協力依頼など統計調査員等の事務の負担軽減
- ・ 同居世帯に報告を求めなくなることによる報告者の負担軽減

を図りつつ、同居世帯に係る情報を精査した上で、必要な範囲で引き続き把握しようとするものであり、主世帯における報告のための負担は増加するものの、追加する調査事項は必要最小限度となるよう配慮されていることから、おおむね適切と考えるが、今回の変更に至った経緯や、変更によるメリット、把握を取りやめる事項(表5の緑色の網掛け事項)についての利活用上の支障の有無などについて、確認する必要がある。

表5 同居世帯への調査票配布の取りやめに伴う把握事項の変更

調査事項		変更前		変更案	
		主世帯	同居世帯	主世帯	同居世帯
ア 世帯に関する事項	①世帯主又は世帯の代表者の氏名	○	○	○	
	②構成	○	○	○	
	③同居世帯に関する事項 ・同居世帯の有無			○	
	・同居世帯の世帯数			○	
	・同居世帯の世帯人員の合計 ・うち65歳以上の世帯人員			○	
	④年間収入	○	○	○	
イ 家計を主に支える世帯員又は世帯主に関する事項 ①～⑤ (略)		○	○	○	
ウ 住宅に関する事項	①居室の数及び広さ ・室数の合計及びその畳数 ・うち同居世帯が使用する室数の 合計及びその畳数	○	○	○	
	②所有関係に関する事項	○	○	○	
	③家賃又は間代等に関する事項	○	○	○	
	④構造			○	
	⑤床面積	○		○	
	⑥建築時期	○		○	
	⑦設備に関する事項	○		○	
	⑧建て替え等に関する事項	○		○	
	⑨増改築及び改修工事に関する事項	○		○	
	⑩耐震に関する事項	○		○	
	⑪現住居の名義	○	○	○	
エ 現住居の敷地に関する事項 ①～④ (略)		○	○	○	
オ 現住居以外の住宅に関する事項 ①～⑦ (略)		○	○	○	
カ 現住居以外の土地に関する事項 ①～⑥ (略)		○	○	○	

(論点)

a 背景・経緯

- 同居世帯への調査票配布を取りやめ、主世帯から必要最小限の情報を得ることに至った経緯について、改めて説明してください。

b 主世帯に新たに回答を求める「同居世帯」関連の事項

- (a) 同居世帯に関する事項を、表5の黄色の網掛け事項に限定した理由は何でしょうか。
- (b) 追加する各調査事項について、主世帯が問題なく回答できるのかどうかについて、「令和5年住宅・土地統計調査試験調査」(総務省実施の一般統計調査。以下「試験調査」という。)^(注)の結果を踏まえて説明してください。

c 同居世帯からの報告を求めなくなる事項

- 今回の変更により、表5の緑色の網掛け事項について把握を取りやめることで、利活用上の支障が生じないでしょうか。

(注) 試験調査は、本調査の実施計画の立案に当たり、調査事項、調査票の設計、調査方法及び調査事務に関する事項を実地に検証し、当該実施計画の策定に必要な基礎資料を得ることを目的として、令和4年6月中旬から同月下旬にかけて実施された。その結果については、令和4年10月26日開催の第7回「令和5年住宅・土地統計調査に関する研究会」（総務省統計局が開催する研究会）の資料として同研究会のウェブサイトで公表されている。

(変更内容)

⑤ 住宅以外の建物に住んでいる世帯

世帯の種類に関係なく、必要最小限の情報を把握することに統一

(審査状況)

ア 前回調査までは、住宅以外の建物^(注1)に住んでいる世帯については、

i) 管理者などの世帯には、住宅に住んでいる世帯とほぼ同様の事項^(注2)について報告を求め、

ii) 単身者世帯(単身者又は単身者の集まりの世帯)については、「世帯人員の合計」及び「居室の数及び広さ」に限った事項について報告を求める

こととし、世帯の種類によって、報告する事項が異なっていた。

(注1) 住宅以外の建物としては、例えば、会社・学校等の寮・寄宿舍、工場などの建物がある。

(注2) 住宅に住んでいる世帯のうち同居世帯の調査事項から、「家賃又は間代等に関する事項」及び「現住居の名義」を除いたもの

イ しかし、住宅以外の建物において、そこに住んでいる管理者などの世帯の出現率が僅少であるにもかかわらず、調査実施過程において、その有無を逐一確認しなければならないなど、統計調査員等の負担が大きいことから、今回、住宅以外の建物に住んでいる世帯については、前記ア i) と ii) の世帯の種類に関係なく、「世帯の構成」「同居世帯に関する事項」「居室の数及び広さ」等に限定して報告を求める扱いに統一し、これに伴い、表6のとおり、調査事項を削除等することを計画している。

また、当該調査事項の見直しに伴い、集計事項も見直すことを計画している。

表6 住宅以外の建物に住んでいる世帯に関する調査事項の見直しに伴い、調査票から削除等される事項

※「別添2」は、申請書類(資料1-2)から調査票の新旧対照部分を抜粋したもの

変更内容	調査票の該当番号等	別添2
i) 「持ち家か借家かなどの別」の選択肢のうち ■ 「住宅以外の建物」 を削除するとともに、設問の名称を「持ち家か借家かの別に」変更	甲・乙 新10・旧9	P.25
ii) 調査票甲・乙の調査員記入欄のうち「住宅以外の建物に居住している世帯」の類型である ■ 「管理者・家主などの世帯」 ■ 「一般の世帯」 ■ 「単身者世帯」 を削除	甲・乙 旧調査員記入欄	P.26

ウ これらの変更については、ア i) の管理者などの世帯への協力依頼など統計調査員等の事務の負担軽減を図るものであり、住宅以外の建物に住んでいる世帯のうち管理

者・家主などの世帯や一般の世帯（家族で住んでいる世帯）にとって報告のための負担軽減が図られるものであることから、おおむね適切と考えるが、今回の変更に至った経緯や、変更によるメリット、把握を取りやめる事項（表7の緑色の網掛け事項）についての利活用上の支障の有無などについて、確認する必要がある。

表7 住宅以外の建物に住んでいる世帯に関する把握事項の変更

調査事項		変更前			変更案	
		管理者などの世帯	一般の世帯	単身世帯		
ア 世帯に関する事項	①世帯主又は世帯の代表者の氏名	○	○	○	○	
	②構成	・世帯人員の合計	○	○	○	○
		・男女別	○	○		○
		・年齢	○	○		○
		・配偶者の有無	○	○		○
		・続き柄	○	○		○
	③同居世帯に関する事項	・同居世帯の有無				○
		・同居世帯の世帯数				○
		・同居世帯の世帯人員の合計				○
		・うち65歳以上の世帯人員				○
④年間収入	○	○				
イ 家計を主に支える世帯員又は世帯主に関する事項 ①～⑤（略）		○	○			
ウ 住宅に関する事項	①居室の数及び広さ ・室数の合計及びその畳数 ・うち同居世帯が使用する室数の合計及びその畳数	○	○	○	○	
					○	
	②所有関係に関する事項	○	○			
③～⑪（略）						
エ 現住居の敷地に関する事項 ①～④（略）		○	○			
オ 現住居以外の住宅に関する事項 ①～⑦（略）		○	○			
カ 現住居以外の土地に関する事項 ①～⑥（略）		○	○			

（論点）

a 背景・経緯

- 住宅以外の建物に住んでいる世帯の報告事項を統一した上で限定することとした経緯について、改めて説明してください（これまでの集計上の扱いや規模も含めて説明してください。）。

b 報告を求めなくなる事項

- 今回の変更により、表7の緑色の網掛け事項について把握を取りやめることで、利活用上の支障が生じないのか、説明してください。

(変更内容)

⑥ ④及び⑤の変更のほか、調査結果の利活用上の必要性や報告者の負担軽減の観点から、一部の調査事項を変更

(審査状況)

ア 今回、前記④及び⑤に伴う変更のほか、表 8-1 及び表 8-2 に掲げる調査事項の追加・削除等を計画している。

また、当該調査事項の見直しに伴い、集計事項も見直すことを計画している。

表 8-1 調査事項の追加等(表 4-1 に掲げたもの以外) (注 1)

※「別添 2」は、申請書類(資料 1-2)から調査票の新旧対照部分を抜粋したもの(表 8-2 も同じ)

変更内容	調査票の 該当番号等	別添 2
i) 「世帯全員の 1 年間の収入(税込み)」の選択肢のうち「100～200 万円未満」を ■ 「100～150 万円未満」 ■ 「150～200 万円未満」 に分割	甲・乙 新 3・旧 2	P. 27
ii) 建物調査票で把握していた「住宅の構造」を、調査票甲・乙に新設し、基本的に報告者自らが記載する項目にする。 (ただし、居住世帯がない住戸の場合は引き続き建物調査票で把握するため、建物調査票の調査事項としては残る。)	甲 新 12 乙 新 13 建物調査票 新(2) 旧(4)	P. 28
iii) 「高齢者等のための設備等」の選択肢に ■ 「浴室暖房乾燥機」 を追加	甲 新 16・旧 14 乙 新 17・旧 15	P. 29
iv) 調査票甲・乙の調査員記入欄のうち ■ 「住宅以外の建物に居住している世帯」 を建物調査票に移設するとともに、この「建物の種類」の選択肢の「その他の建物」から ■ 「高齢者居住施設」 を分割 (統計調査員等が直接把握する事項であることについて変更なし)	甲・乙 旧調査員記入欄 建物調査票 新(12)	P. 33
v) 「高齢者対応型住宅の別」(注 2)の「高齢者対応型住宅である」の内訳として ■ 「サービス付き高齢者住宅である」 を追加	建物調査票 (11)	P. 32

(注 1) 本表に記載した変更等以外にも、調査票上の年次の修正など形式的な変更を予定している。

(注2)「高齢者対応型住宅」は、本調査では、共同住宅に限定し、その敷地に接している道路から共同住宅の入り口まで、介助なしに車いすで通行できる構造になっているものをいい、次の三つの要件をおおむね満たしているものとされている。

- ① 道路から住宅内まで高低差がある場合は、傾斜路が設置してあること。
- ② エレベーターの入り口の幅が 80cm 以上あり、乗り場ボタン及びエレベーター内の操作盤が、車いす利用者に配慮した設計になっていること。
- ③ 共用の廊下に段差がなく、その幅が 140cm 以上あること。

表 8-2 調査事項の削除・縮小等(表 4-2 及び表 6 に掲げたもの以外)

変更内容	調査票の 該当番号等	別添 2
i) 「住宅の構造」の選択肢のうち「木造(防火木造を除く)」 と「防火木造」を ■ 「木造」 に統合	甲 新 12 乙 新 13 建物調査票 新(2)・旧(4)	P. 31
ii) 「所有地か借地かなどの別」の選択肢のうち「所有地・ 借地以外」の内訳である ■ 「一戸建・長屋建(テラスハウスを含む)」 ■ 「その他(アパートなど)」 の 2 区分を削除	甲 新 22・旧 20 乙 新 23・旧 21	P. 30

イ 別添 2 に記載されたこれらの変更理由は、適当と考えられるものが多いが、追加等するものについては、その背景事情、想定される利活用の方途及び記入可能性を、削除等するものについては、集計結果が提供されなくなることによる支障を確認する必要がある。

ウ また、前回答申の「今後の課題」において、居住状況等に係る実態のよりの確な把握に向けた調査事項の見直しの検討のため、以下の 4 点について指摘されている。

- ① 「下宿・間借り又は住み込み」「住宅に間借り」など多くの報告者にとってなじみがあるとは必ずしもいえない表記の適切性や継続して把握する必要性等について検討すること。
- ② 近年増加している民間の高齢者施設等の整備状況を踏まえ、空き家の発生要因の把握・分析に資する選択肢の設定の余地について検討すること。
- ③ 住居形態の変動と人の移動状況に係るより詳細かつ有用な分析に資する観点から、調査票乙において住居の移動要因を把握する調査項目を追加する余地について検討すること。
- ④ 「現住居への入居時期」等については、元号による年次表記の選択肢区分で把握し、集計・公表しているが、西暦を併記する方向で検討すること。

これらへの対応状況についても併せて確認する必要がある。

(論点)

a 追加等する調査事項

○ それぞれその背景事情や、想定されている調査結果の利活用を説明してください。

また、特段の問題なく報告を受けることが可能と見込まれるか、試験調査の結果を踏まえて説明してください。

b 削除等する調査事項

○ 得られなくなる情報及び集計されなくなる事項について、これまで、どのような目的・利活用を想定して把握していたのか、また、今後、それらの情報が得られなくなることで、調査結果の利活用上、支障は生じないのか、説明してください。

c 前回答申の「今後の課題」への対応状況

○ 前回答申の3 (2) ①～④に掲げられている「今後の課題」について、それぞれ対応状況を整理の上、説明してください。

(3) 集計区分の変更

(変更内容)

⑦ 集計上の世帯区分について、「普通世帯」「準世帯」による区分と「主世帯」「同居世帯」等による区分を併用していたが、後者の区分に統一

(審査状況)

ア 公表されている住宅・土地統計調査の用語解説によれば、本調査において用いてきた2種類の世帯区分の定義・関係は、以下のとおり。

(e-Statに掲載された本調査の用語解説から抜粋)

主世帯, 同居世帯

1住宅に1世帯が住んでいる場合はその世帯を「主世帯」とし、1住宅に2世帯以上住んでいる場合には、そのうちの主な世帯(家の持ち主や借り主の世帯など)を「主世帯」とし、他の世帯を「同居世帯」とした。

なお、単身者が友人と共同でアパートの1室を借りて住んでいる場合など、1住宅に二人以上の単身者が住んでいる場合は、便宜、そのうちの一人を「主世帯」とし、他の人は一人一人を「同居世帯」とした。

普通世帯, 準世帯

「普通世帯」とは、住居と生計を共にしている家族などの世帯をいう。家族と一緒に間借りや同居している世帯及び一人で一戸を構えて暮らしている世帯も「普通世帯」とした(主世帯は全て「普通世帯」)。住宅に住む同居世帯や住宅以外の建物に住む世帯の場合は、家族と一緒に住んでいたり、寮・寄宿舎の管理人の世帯であれば「普通世帯」とした。

「準世帯」とは、単身の下宿人・間借り人、雇主と同居している単身の住み込みの従業員や、寄宿舎・旅館など住宅以外の建物に住んでいる単身者又はそれらの人々の集まりの世帯をいう

		普通世帯	準世帯
住宅に居住している世帯	主世帯	・二人以上の世帯 ・単身の世帯	
	同居世帯	・二人以上の世帯	・単身の世帯
住宅以外の建物に居住している世帯		・二人以上の世帯 ^(注1)	・単身の世帯 ^(注2)

(注1) 寮・寄宿舎の管理人・家主などの世帯は、単身の世帯であっても普通世帯とした。

(注2) 住宅以外の建物に居住する単身者は、棟ごとにその単身者の集まりを一つの世帯とした。

イ これまで、集計する内容ごとに、いずれかの区分で集計が行われてきた。

しかし、近年の居住状況の変化により、「準世帯」に相当する世帯(①住居に同居しつつも生計が別の単身者、②住宅以外の建物に居住する単身者の集まり)が僅少(平成30年調査実績で0.4%)になっており、「普通世帯」「準世帯」の区分による集計を維

持する必要性が乏しくなっていることを踏まえ、これまで「普通世帯」「準世帯」の区分により行ってきた集計について、「主世帯」「同居世帯」等の区分による集計に変更し、調査全体として、「主世帯」「同居世帯」等の区分による集計に統一する計画である。

ウ これについては、居住状況の変化を踏まえ、集計の有効性を維持するための対応と考えられるほか、国勢調査においても、既に「普通世帯」「準世帯」の区分は用いられなくなっていることから、変更の方向性については理解できるところであるが、これまで2種類の区分により集計を行ってきた理由、「主世帯」「同居世帯」等の区分による集計を選択する詳細な理由等について確認する必要がある。

(論点)

以下の事項について説明をお願いします。

- これまで2種類の区分により集計を行ってきた理由
- 「主世帯」「同居世帯」等の区分による集計に統一する詳細な経緯・理由
- 「普通世帯」「準世帯」の区分から「主世帯」「同居世帯」等の区分に変更する集計事項の時系列比較上の留意点と、それについての統計利用者への周知

(4) 調査方法の変更

(変更内容)

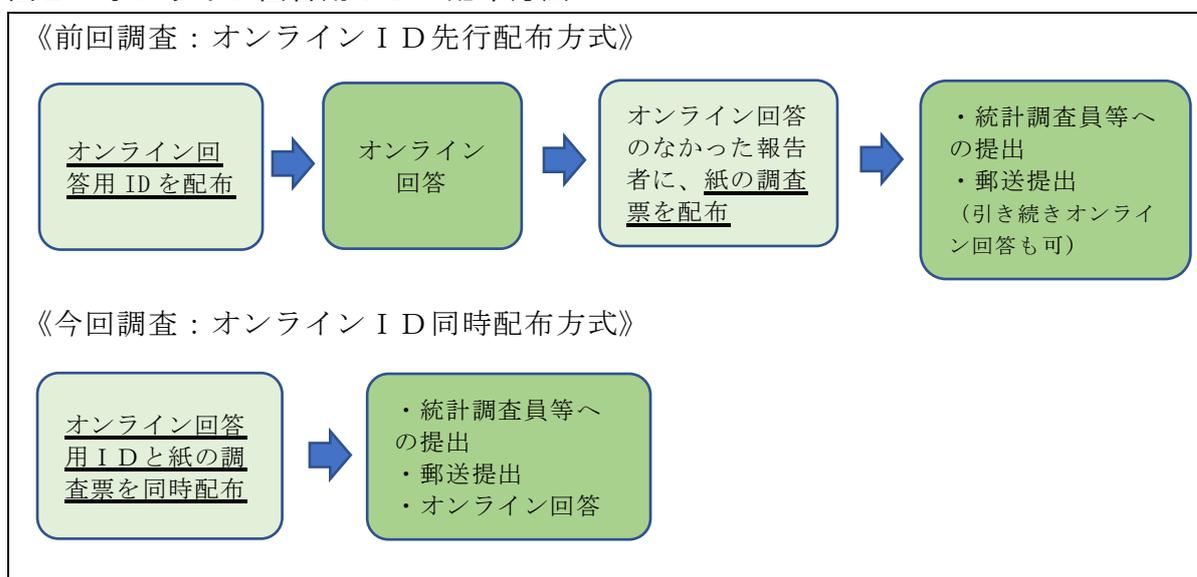
- ⑧ オンライン回答用IDを先に配布し、オンライン回答がなかった報告者に対してのみ紙の調査票を後日配布する方法から、オンライン回答用IDと紙の調査票を同時配布する方法に変更

(審査状況)

ア 前回調査におけるオンライン調査は図2の上段のとおり、オンライン回答用IDを先に配布し、オンライン回答がなかった報告者にのみ紙の調査票を後日配布する方法（以下「オンラインID先行配布方式」という。）によっていた。

しかし、今回、図2の下段のとおり、オンライン回答用IDと紙の調査票を同時配布する方法（以下「オンラインID同時配布方式」という。）に変更することとしている。

図2 オンライン回答用IDの配布方法



イ 前回調査において、オンラインID先行配布方式が採用されたのは、前々回調査（平成25年：オンラインID同時配布方式により実施）におけるオンライン回答率が約7.9%にとどまったことを受け、オンライン回答を促進しようとしたことに背景がある。

その結果、前回調査のオンライン回答率自体は、約23.3%と大幅に上昇したが、一方で、調査関係書類の配布方法が複雑となったことにより、統計調査員等の負担が大きくなり、誤配布や、それに伴う地方公共団体における調査票提出世帯の確認・特定作業等に係る事務負担が著しく増加し、調査の円滑・効率的な実施や調査事務負担の軽減という観点から大きな課題を残した。

また、近年では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等により、統計調査員等が報告者に接触することへの制約が大きくなっており、これまでの方法の継続が難しい環境になってきている。

これらを踏まえ、オンラインID同時配布方式に戻すものである。

ウ これについては、

- ① 統計調査員等及び地方公共団体の事務の負担軽減等を図るものであること、
- ② オンライン回答が試行的対応であった平成 25 年調査から 10 年が経過し、社会一般として、オンライン回答について、浸透しつつあると考えられるところであり、オンライン I D 同時配布方式で行った令和 2 年国勢調査においても約 37.9%のオンライン回答率を確保（オンライン I D 先行配布方式で行った平成 27 年国勢調査の約 36.9%から減少していない）していることを踏まえると、オンライン I D 同時配布方式に戻しても、オンライン回答率の維持・向上が図られることが見込まれること、
- ③ オンライン回答用 I D や紙の調査票の配布のために統計調査員等が世帯を往訪する回数の縮減が図られること、
- ④ 回答を支援する措置として、前回調査でも行われたコールセンターの設置や調査票の「提出状況管理システム」の運用が引き続き行われること

から、おおむね適当であると考えるが、以下の論点について確認する必要がある。

エ また、前回答申の「今後の課題」において、前回調査におけるオンライン調査の実施・利用状況等について、①導入・支援方策の成果、②地方公共団体及び統計調査員等の連携状況、③事務負担軽減への寄与の度合い、④報告者の回答・利用のしやすさの状況など、様々な観点からの検証・分析等を踏まえ、今回調査に向けた更なる改善方策等を検討するよう指摘されていることから、これへの対応状況についても併せて確認する必要がある。

（論点）

- (a) オンライン調査の推進のために前回調査で講じた方策と、その成果についての検証・分析等の内容を説明してください。
特に、前回調査の実施後、統計調査員等や地方公共団体からどのような要望があったか説明してください。
- (b) 調査票の配布から収集までに至る具体的なスケジュールについて、前回調査と今回調査を比較する形でお示してください。
- (c) オンライン回答率の維持・向上のため、今回調査ではどのような措置を講ずる予定か説明してください。

2 前回答申で示された「今後の課題」への対応状況

本調査については、前回答申において、以下（１）～（３）に掲げる検討課題が指摘されている。

（１）標本設計の見直しに関する検討

（課題の要旨）

報告者及び実査事務の負担軽減を図る観点から、結果利用にも留意しつつ、標本設計の見直しの余地について検討すること。

その際、人口1万5000人未満の町村別の結果表章の要望等を踏まえた標本設計の見直しについても検討すること。

（審査状況及び論点）

前記1の「（1）標本設計の見直し等」に係る審議の中で併せて確認

（２）居住状況等に係る実態のよりの確な把握に向けた調査事項の見直しの検討

（課題の要旨）

以下の4点の見直しを検討すること。

- ① 「下宿・間借り又は住み込み」「住宅に間借り」など多くの報告者にとってなじみがあるとは必ずしもいえない表記の適切性や継続して把握する必要性等について検討すること。
- ② 近年増加している民間の高齢者施設等の整備状況を踏まえ、空き家の発生要因の把握・分析に資する選択肢の設定の余地について検討すること。
- ③ 住居形態の変動と人の移動状況に係るより詳細かつ有用な分析に資する観点から、調査票乙において住居の移動要因を把握する調査項目を追加する余地について検討すること。
- ④ 「現住居への入居時期」等については、元号による年次表記の選択肢区分で把握し、集計・公表しているが、西暦を併記する方向で検討すること。

（審査状況及び論点）

前記1の「（2）調査事項の変更」に係る審議の中で併せて確認

（３）オンライン調査の更なる推進・改善に向けた検討

（課題の要旨）

前回調査におけるオンライン調査の実施・利用状況等について、①導入・支援方策の成果、②地方公共団体及び統計調査員等の連携状況、③事務負担軽減への寄与の度合い、④報告者の回答・利用のしやすさの状況など、様々な観点からの検証・分析等を踏まえ、今回調査に向けた更なる改善方策等を検討すること。

（審査状況及び論点）

前記1の「（4）調査方法の変更」に係る審議の中で併せて確認

(別添1) 層別基準の見直し

〔変更案〕

層別基準	層符号	抽出用 ウエイト
後置番号8の調査区又は50人以上の準世帯のある調査区	010	1
世帯数が0の調査区又は世帯数が17世帯以下の調査区	020	1
世帯数が18世帯以上の調査区		
都市再生機構・公社等に居住の一般世帯数が30%以上の調査区	110	2
都市再生機構・公社等に居住の一般世帯数が10%以上の調査区	120	2
給与住宅に居住の一般世帯数が50%以上の調査区	210	2
給与住宅に居住の一般世帯数が30%以上の調査区	220	2
給与住宅に居住の一般世帯数が10%以上の調査区	230	2
公営借家に居住の一般世帯数が30%以上の調査区	310	2
公営借家に居住の一般世帯数が10%以上の調査区	320	2
民営借家に居住の一般世帯数が50%以上の調査区		
共同住宅で階数が2階建て以下の一般世帯数が50%以上の調査区	410	2
共同住宅で階数が3階建て以上の一般世帯数が50%以上の調査区	420	2
その他	430	2
持ち家で共同住宅に居住の一般世帯数が50%以上の調査区	510	2
持ち家で一戸建てに居住の一般世帯数が95%以上の調査区	610	2
持ち家で一戸建てに居住の一般世帯数が80%以上の調査区	620	2
持ち家で一戸建てに居住の一般世帯数が65%以上の調査区	630	2
持ち家で一戸建てに居住の一般世帯数が50%以上の調査区	640	2
その他の調査区	910	2

注) 二つ以上の層に該当する場合は、層符号の若いものに分類する。

〔変更のポイント〕

- ✓ **65歳以上世帯員のいる世帯割合での層化を廃止**：従来、高齢者等のための設備等の状況を確認に捉えるため、65歳以上世帯員のいる世帯割合で層化していたが、高齢化の進行により、層化しなくても当該標本の確保が可能と判断
- ✓ **「公営借家」についての層化を細分**：出現率の低い「公営の借家」「都市再生機構・公社の借家」も抽出・復元できるよう細分
- ✓ **間借り等の世帯の割合での層化を廃止**：間借り等の世帯は少なく、層化しても効果的に抽出することは困難であるため
- ✓ **「換算世帯数」の廃止**：換算世帯数は世帯数を人口規模の概念に換算したものであり、主に住宅等の数や世帯数で表章する本調査では、世帯数による層化が適当と判断

〔変更前〕

層別基準	調査区の 層符号		
後置番号8の調査区又は50人以上の準世帯のある調査区	010		
世帯数が0の調査区又は換算世帯数が15世帯以下の調査区で、	30%未満 021		
65歳以上世帯員のいる一般世帯割合が	30%以上 022		
間借り等の世帯数が5%以上の調査区で、	30%未満 031		
65歳以上世帯員のいる一般世帯割合が	30%以上 032		
世帯階数が90%以上の共同住宅調査区	給与住宅に居住の世帯数が50%以上の調査区	110	
	公営借家に居住の世帯数が50%以上で、	30%未満 121	
	65歳以上世帯員のいる一般世帯割合が	30%以上 122	
	民営借家に居住の世帯数が50%以上の調査区	130	
	持ち家に居住の世帯数が50%以上の調査区	140	
	その他の調査区	150	
	換算世帯数が16以上の調査区	給与住宅に居住の世帯数が50%以上の調査区	210
		公営借家に居住の世帯数が50%以上の調査区で、	30%未満 311
		65歳以上世帯員のいる一般世帯割合が	30%以上 312
		民営借家に居住の世帯数が50%以上65%未満で、	30%未満 411
65歳以上世帯員のいる一般世帯割合が		30%以上 412	
民営借家に居住の世帯数が65%以上で、		30%未満 511	
65歳以上世帯員のいる一般世帯割合が		30%以上 512	
持ち家に居住の世帯数が50%以上80%未満で、		30%未満 611	
65歳以上世帯員のいる一般世帯割合が		30%以上 612	
持ち家に居住の世帯数が80%以上で、		30%未満 711	
65歳以上世帯員のいる一般世帯割合が	30%以上 712		
その他の調査区	その他の調査区で、	30%未満 801	
	65歳以上世帯員のいる一般世帯割合が	30%以上 802	

注 1) 二つ以上の層に該当する場合は、層符号の若いものに分類する。

2) 換算世帯数 = 二人以上の一般世帯数 + $\frac{\text{一人の一般世帯数} + \text{施設等の世帯人員}}{3}$

(別添2) 調査票新旧対照表

《目次》同居世帯への記入を求めなくなることに伴う変更	21
住宅以外の建物に住んでいる世帯に対する調査事項の削減	25
その他の変更（回答年次の更新を除く。）	27
その他の変更（回答年次の更新）	34

【同居世帯への記入を求めなくなることに伴う変更】

調査票甲・乙共通

I あなたの世帯について

2 同居世帯（住居は共にし 生計を別にしてしている世帯）の有無等【新設】

令和5年調査（案）	平成30年調査
<p>2 同居世帯（住居は共にし 生計を別にしてしている世帯）の有無等</p> <p>(ア) 同居世帯の有無 あり なし</p> <p>・「同居世帯」とはあなたの世帯と住居は共にしているものの生計を別にしてしている世帯をいいます（二世帯住宅で生計を別にしてしている場合や単身者が友人と共同でアパートを借りて住んでいる場合など）</p> <p>(イ) 同居世帯の世帯数 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 世帯</p> <p>(ウ) 同居世帯の世帯人員の合計 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 人 → うち65歳以上の世帯人員 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 人</p> <p>・いない場合は「0人」と書いてください</p>	
<p>(新設理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前回調査までは、調査員が報告を求める住宅を訪問した際、同居世帯がいる場合には、「主世帯」（1住宅に複数の世帯が居住している場合、住宅の所有者や家主などの世帯）とは別に、「同居世帯」（主世帯と同一の住宅に居住し、生計を別にしてしている世帯）にも調査票を渡して、主世帯の回答と同じ内容が想定される事項を除いて、報告を求めていた。 ・しかし、報告者及び実査事務の負担軽減、結果利用上の観点から同居世帯には調査票を配布せず、その代わりに主世帯が、同居世帯について一部の事項（同居世帯の有無、世帯数、人数、65歳以上の世帯人員）のみを回答するよう変更するもの 	

10 持ち家か 借家かの別【回答選択肢の変更等】

令和5年調査（案）	平成30年調査
<p>10 持ち家か 借家かの別</p> <p>持ち家</p> <p>借家</p> <ul style="list-style-type: none"> 民営の賃貸住宅 都道府県・市区町村営賃貸住宅 都市再生機構（UR）・公社などの賃貸住宅 給与住宅（社宅・公務員住宅など） <p>(12欄へ)</p>	<p>9 持ち家か 借家かなどの別</p> <p>持ち家</p> <p>借家</p> <ul style="list-style-type: none"> 民営の賃貸住宅 都道府県・市区町村営賃貸住宅 都市再生機構（UR）・公社などの賃貸住宅 給与住宅（社宅・公務員住宅など） 住宅に間借り 住宅以外の建物（会社や学校の寄宿舎、旅館・宿泊所など） 賃貸など 所有 <p>(11欄へ)</p> <p>(20欄へ)</p>

(変更内容)

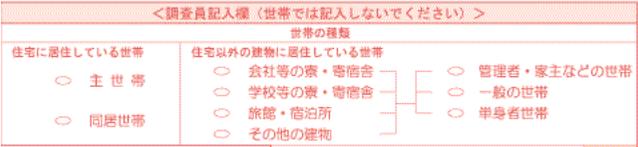
- ①「住宅に間借り」を削除する。
- ②「住宅以外の建物」を削除する。
- ③設問の名称を「持ち家か借家かなどの別」から「持ち家か借家かの別」に変更する。
- ④調査票甲において、「借家」を選択した場合に次の記入欄へ誘導する矢印を削除する。

(変更理由)

- ①報告者及び実査事務の負担軽減、結果利用上の観点から同居世帯には調査票を配布しないこととするため、同居世帯が回答する「住宅に間借り」という選択肢は不要となることから、これを削除するもの
- ②報告者及び実査事務の負担軽減、結果利用上の観点から住宅以外の建物（会社や学校の寄宿舎、旅館、宿泊所など）に居住する世帯は「世帯の構成」、「同居世帯の有無等」、「居住室」のみを回答するよう変更することとするため、それら以外の設問は回答不要となることから、本設問の「住宅以外の建物」も削除するもの
- ③上記②の結果、設問上、住宅以外の建物を示していた「など」が不要となるため、これを削除するもの
- ④従前、次の記入欄への誘導が3通りあったことから、この項目において、特に次項につながる場合も矢印を付けていたが、今回の変更で、「持ち家」以外は、次項の記入になることから、他の項目同様、次項の誘導は削除するもの

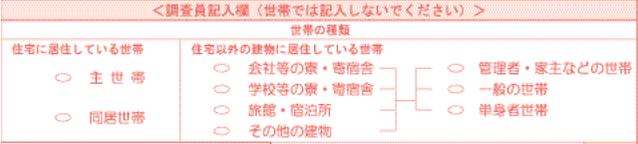
調査票甲・乙の調査員記入欄

世帯の種類【削除】

令和5年調査（案）	平成30年調査
【削除】	
<p>(削除理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> 住宅について同居世帯に報告を求めなくなることや、住宅以外の建物について世帯の種類（管理者・家主などの世帯等）に関係なく必要最小限の情報を把握することに統一することに伴い、調査票上に記載する必要がなくなる事項を削除し、引き続き必要となる住宅以外の建物の種類（会社等の寮・寄宿舎等）について、建物調査票において把握するもの（→13頁参照） 	

調査票甲・乙の調査員記入欄

世帯の種類【削除】(再掲)

令和5年調査(案)	平成30年調査
【削除】	
<p>(削除理由)</p> <p>・住宅について同居世帯に報告を求めなくなることや、住宅以外の建物について世帯の種類(管理者・家主などの世帯等)に関係なく必要最小限の情報を把握することに統一することに伴い、調査票上に記載する必要がなくなる事項を削除し、引き続き必要となる住宅以外の建物の種類(会社等の寮・寄宿舎等)について、建物調査票において把握するもの(→13頁参照)</p>	

【その他の変更(回答年次の更新を除く。)]

調査票甲・乙共通

I あなたの世帯について

3 世帯全員の1年間の収入(税込み)【回答選択肢の変更】

令和5年調査(案)	平成30年調査																																														
<p>3 世帯全員の1年間の収入(税込み)</p> <table border="1"> <tr> <td>・ボーナス・残業手当など臨時収入 や配当金など財産収入 年金 なども含めます</td> <td>100 万円未満</td> <td>100 万円未満</td> <td>150 万円未満</td> <td>200 万円未満</td> <td>300 万円未満</td> <td>400 万円未満</td> <td>500 万円未満</td> <td>700 万円未満</td> <td>1000 万円未満</td> <td>1500 万円未満</td> <td>2000 万円以上</td> </tr> <tr> <td>○</td> </tr> </table>	・ボーナス・残業手当など臨時収入 や配当金など財産収入 年金 なども含めます	100 万円未満	100 万円未満	150 万円未満	200 万円未満	300 万円未満	400 万円未満	500 万円未満	700 万円未満	1000 万円未満	1500 万円未満	2000 万円以上	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	<p>2 世帯全員の1年間の収入(税込み)</p> <table border="1"> <tr> <td>・ボーナス・残業手当など臨時収入 や配当金など財産収入 年金 なども含めます</td> <td>100 万円未満</td> <td>100 万円未満</td> <td>200 万円未満</td> <td>300 万円未満</td> <td>400 万円未満</td> <td>500 万円未満</td> <td>700 万円未満</td> <td>1000 万円未満</td> <td>1500 万円未満</td> <td>2000 万円以上</td> </tr> <tr> <td>○</td> </tr> </table>	・ボーナス・残業手当など臨時収入 や配当金など財産収入 年金 なども含めます	100 万円未満	100 万円未満	200 万円未満	300 万円未満	400 万円未満	500 万円未満	700 万円未満	1000 万円未満	1500 万円未満	2000 万円以上	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
・ボーナス・残業手当など臨時収入 や配当金など財産収入 年金 なども含めます	100 万円未満	100 万円未満	150 万円未満	200 万円未満	300 万円未満	400 万円未満	500 万円未満	700 万円未満	1000 万円未満	1500 万円未満	2000 万円以上																																				
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																				
・ボーナス・残業手当など臨時収入 や配当金など財産収入 年金 なども含めます	100 万円未満	100 万円未満	200 万円未満	300 万円未満	400 万円未満	500 万円未満	700 万円未満	1000 万円未満	1500 万円未満	2000 万円以上																																					
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																					
<p>(変更内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「100～200万円未満」の区分を「100～150万円未満」、「150～200万円未満」に分割する。 <p>(変更理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> 前回調査の結果、「100～200万円未満」の区分に12.0%程度の世帯数が存在していたところ、低所得者層の居住実態の詳細な把握等、住まいのセーフティネット(低所得者等の住宅の確保に配慮が必要な方への住宅の供給)に関する施策に資するため、これを細分化するもの 																																															

Ⅲ 現住居について

12 住宅の構造【調査票甲・乙に新設・回答選択肢の変更】 ※調査票乙 13

令和5年調査（案）	平成30年調査
<p>12 住宅の構造</p> <p>・二つ以上の構造からなる住宅の場合 床面積の広いほうの構造を回答してください</p> <p>木造 <input type="radio"/> 鉄筋・鉄骨コンクリート造 <input type="radio"/> 鉄骨造 <input type="radio"/> その他（ブロック造り・レンガ造りなど） <input type="radio"/></p>	<p>【建物調査票】</p> <p>(4) 構造</p> <p>木造（防火木造を除く） <input type="radio"/> 防火木造 <input type="radio"/> 鉄筋・鉄骨コンクリート造 <input type="radio"/> 鉄骨造 <input type="radio"/> その他 <input type="radio"/></p>
<p>（変更内容）</p> <p>①これまで建物調査票で把握していた調査事項について、居住世帯のある住宅については、調査票甲・乙において自計することとするもの（居住世帯のない住宅については、引き続き「建物調査票」により把握→11頁参照）</p> <p>②なお、回答選択肢の「木造（防火木造を除く）」と「防火木造」については、建物調査票の調査事項に合わせて「木造」に統合する。</p> <p>（変更理由）</p> <p>①木目調建材や不燃木材の普及に伴い、調査員が住宅の外観から建物の構造を客観的に把握することが困難となってきたことから、居住世帯のある住宅については、世帯が自ら回答するように変更するもの</p> <p>②「木造（防火木造を除く）」と「防火木造」の別を容易に判定しにくいこと、防火性の判定方法として必ずしも有用ではなくなってきたことを踏まえて、これら2区分を統合するもの</p>	

16 高齢者等のための設備等【回答選択肢の変更】 ※調査票乙 17

令和5年調査（案）	平成30年調査						
<p>16 高齢者等のための設備等 ・当てはまるものすべてに記入してください</p> <p>手すりがある <input type="checkbox"/> 玄関 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> 浴室 <input type="checkbox"/> 脱衣所 <input type="checkbox"/> 廊下 <input type="checkbox"/> 階段 <input type="checkbox"/> 居住室 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/></p> <p>またぎやすい高さの浴槽 <input type="checkbox"/></p> <p>浴室暖房乾燥機 <input type="checkbox"/></p> <p>廊下などが車いすで通行可能な幅 <input type="checkbox"/></p> <p>段差のない屋内 <input type="checkbox"/></p> <p>道路から玄関まで車いすで通行可能 <input type="checkbox"/></p> <p>これらの設備はない <input type="checkbox"/></p>	<p>14 高齢者等のための設備等 ・当てはまるものすべてに記入してください</p> <p>手すりがある <input type="checkbox"/> 玄関 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> 浴室 <input type="checkbox"/> 脱衣所 <input type="checkbox"/> 廊下 <input type="checkbox"/> 階段 <input type="checkbox"/> 居住室 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/></p> <p>またぎやすい高さの浴槽 <input type="checkbox"/></p> <p>廊下などが車いすで通行可能な幅 <input type="checkbox"/></p> <p>段差のない屋内 <input type="checkbox"/></p> <p>道路から玄関まで車いすで通行可能 <input type="checkbox"/></p> <p>これらの設備はない <input type="checkbox"/></p>						
<p>(変更内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「浴室暖房乾燥機」を追加する。 <p>(変更理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヒートショック等の高齢者の家庭内における事故の未然防止・抑制を推進する観点から追加（住生活基本計画（全国計画）の指標としても使用）するもの <p>住生活基本計画（全国計画）（令和3年3月19日閣議決定）（抜粋）</p> <p>第2 住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策についての基本的な方針並びに目標及びその達成のために必要な基本的な施策</p> <p>2. 「居住者・コミュニティ」からの視点</p> <p>目標4 多様な世代が支え合い、高齢者等が健康で安心して暮らせるコミュニティの形成とまちづくり</p> <p>(1) 高齢者、障害者等が健康で安心して暮らせる住まいの確保 (基本的な施策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ エレベーターの設置を含むバリアフリー性能やヒートショック対策等の観点を踏まえた良好な温熱環境を備えた住宅の整備、リフォームの促進 観測・実況指標、意識・意向指標 <table border="1" data-bbox="414 1054 1659 1203"> <tr> <td colspan="2">目標4 多様な世代が支え合い、高齢者等が健康で安心して暮らせるコミュニティの形成とまちづくり</td> </tr> <tr> <td>指標</td> <td>前回値 → 現況値</td> </tr> <tr> <td>○ 浴室暖房乾燥機の使用率</td> <td>→ 23% (H30)</td> </tr> </table>		目標4 多様な世代が支え合い、高齢者等が健康で安心して暮らせるコミュニティの形成とまちづくり		指標	前回値 → 現況値	○ 浴室暖房乾燥機の使用率	→ 23% (H30)
目標4 多様な世代が支え合い、高齢者等が健康で安心して暮らせるコミュニティの形成とまちづくり							
指標	前回値 → 現況値						
○ 浴室暖房乾燥機の使用率	→ 23% (H30)						

建物調査票

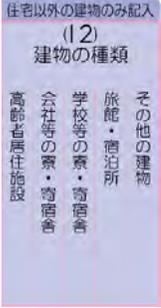
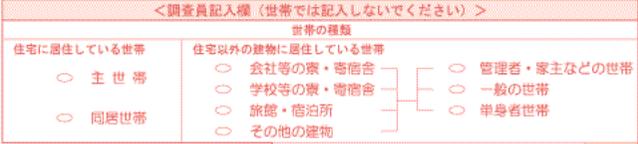
(2) 構造【回答選択肢の変更等】

令和5年調査(案)	平成30年調査
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>居住世帯のない住宅のみ記入</p> <p>(1) 種類 二次的住宅(別荘) 二次的住宅(その他) 空き家(賃貸用) 空き家(売却用) 空き家(その他) 建築中の住宅</p> <p>(2) 構造 木造 鉄筋・鉄骨コンクリート造 鉄骨造 その他</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: yellow;"> <p>(4) 構造 木造(防火木造を除く) 防火木造 鉄筋・鉄骨コンクリート造 鉄骨造 その他</p> </div>
<p>(変更内容)</p> <p>①居住世帯のない住宅についてのみ、従前どおり「建物調査票」により把握(居住世帯のある住宅分は調査票甲・乙に調査事項を新設する→8頁参照)</p> <p>②回答選択肢の「木造(防火木造を除く)」と「防火木造」を「木造」に統合する。</p> <p>(変更理由)</p> <p>①木目調建材や不燃木材の普及に伴い、調査員が住宅の外観から建物の構造を客観的に把握することが困難となってきたことから、居住世帯のある住宅については、世帯が自ら回答するように変更するが、居住世帯のない住宅については、世帯による報告が求められないことから、引き続き、調査員による外観把握によることとし、居住世帯のない住宅のみ記入する欄の中に当該設問を移すもの</p> <p>②「木造(防火木造を除く)」と「防火木造」の別を容易に判定しにくいこと、防火性の判定方法として必ずしも有用ではなくなってきたことを踏まえて、これら2区分を統合するもの</p>	

(11) 高齢者対応型住宅の別【回答選択肢の変更】

令和5年調査（案）	平成30年調査
<p>(11) 高齢者対応型住宅の別</p> <p>高齢者対応型住宅である</p> <p>サービス付き高齢者住宅である</p> <p>高齢者対応型住宅ではない</p>	<p>(11) 高齢者対応型住宅の別</p> <p>高齢者対応型住宅である</p> <p>高齢者対応型住宅ではない</p>
<p>(変更内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者対応型住宅の内数として、「サービス付き高齢者住宅」を追加する。 <p>(変更理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者の居住実態を把握するため、住宅以外の建物について「高齢者居住施設」を新たに把握することとしており、従前から把握していた「高齢者対応型住宅」についても、その内数として「サービス付き高齢者住宅」を新たに把握することとするもの 	

(12) 住宅以外の建物の種類【調査票甲・乙の調査員記入欄からの移設・回答選択肢の変更】

令和5年調査（案）	平成30年調査 (調査票甲・乙の調査員記入欄)
	
<p>(変更内容)</p> <p>①従前、世帯の種類として調査票甲・乙の調査員記入欄にて把握していた事項の一部を建物調査票に移設する（調査員が記入する項目であることについては変更なし）。</p> <p>②人が居住している「住宅以外の建物」について「高齢者居住施設」を追加する。</p> <p>(変更理由)</p> <p>①住宅について同居世帯に報告を求めなくなることや、住宅以外の建物について世帯の種類（管理者・家主などの世帯等）に関係なく必要最小限の情報を把握することに統一することに伴い、調査票上に記載する必要がなくなる事項を削除し、引き続き必要となる住宅以外の建物の種類（会社等の寮・寄宿舎等）について、建物調査票にて把握するもの</p> <p>②高齢者の居住実態を把握するため、従前は「その他の建物」に含まれていた「高齢者居住施設」を単独で把握するもの</p>	

- 19 平成31年1月以降の住宅の増改築 改修工事等【設問の名称変更】 ※調査票乙 20
- 20 平成31年1月以降における住宅の耐震診断の有無【設問の名称変更】 ※調査票乙 21
- 21 平成31年1月以降における住宅の耐震改修工事の有無【設問の名称変更】 ※調査票乙 22

令和5年調査 (案)	平成30年調査
<p>19 平成31年1月以降の住宅の増改築 改修工事等 ・当てはまるものすべてに記入してください</p> <p>(ア)住宅の増改築や改修工事等を行いましたか</p> <p>増改築や改修工事等をした <input type="checkbox"/> 工 事 していません <input type="checkbox"/></p> <p>増築・増取りの 変更 <input type="checkbox"/> 台所・トイレ・浴室の 洗面所の改修工事 <input type="checkbox"/> 天井・壁・床等の 内装の改修工事 <input type="checkbox"/> 屋根・外壁等の 改修工事 <input type="checkbox"/> 壁・柱・基礎等の 補強工事 <input type="checkbox"/> 窓・壁等の断熱・ 結露防止工事 <input type="checkbox"/> その他の工事 <input type="checkbox"/></p> <p>(イ)高齢者等のための設備の工事を行いましたか <input type="checkbox"/> 工 事 しました <input type="checkbox"/> 工 事 していません <input type="checkbox"/></p> <p>・将来に備えて 工事した場合 <input type="checkbox"/> 階段や廊下の 手すりの設置 <input type="checkbox"/> 屋内の段差 の 解消 <input type="checkbox"/> 浴室の工事 <input type="checkbox"/> トイレの工事 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> も含めます <input type="checkbox"/></p> <p>20 平成31年1月以降における住宅の耐震診断の有無</p> <p>耐震診断をした <input type="checkbox"/> 耐震診断を していません <input type="checkbox"/></p> <p>耐震性が確保されていた <input type="checkbox"/> 耐震性が確保されていなかった <input type="checkbox"/></p> <p>21 平成31年1月以降における住宅の耐震改修工事の有無 ・当てはまるものすべてに記入してください</p> <p>工 事 しました <input type="checkbox"/> 工 事 していません <input type="checkbox"/></p> <p>壁の新設・補強 <input type="checkbox"/> 筋かいの設置 <input type="checkbox"/> 基礎の補強 <input type="checkbox"/> 金具による補強 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/></p>	<p>17 平成26年1月以降の住宅の増改築 改修工事等 ・当てはまるものすべてに記入してください</p> <p>(ア)住宅の増改築や改修工事等を行いましたか</p> <p>増改築や改修工事等をした <input type="checkbox"/> 工 事 していません <input type="checkbox"/></p> <p>増築・増取りの 変更 <input type="checkbox"/> 台所・トイレ・浴室の 洗面所の改修工事 <input type="checkbox"/> 天井・壁・床等の 内装の改修工事 <input type="checkbox"/> 屋根・外壁等の 改修工事 <input type="checkbox"/> 壁・柱・基礎等の 補強工事 <input type="checkbox"/> 窓・壁等の断熱・ 結露防止工事 <input type="checkbox"/> その他の工事 <input type="checkbox"/></p> <p>(イ)高齢者等のための設備の工事を行いましたか <input type="checkbox"/> 工 事 しました <input type="checkbox"/> 工 事 していません <input type="checkbox"/></p> <p>・将来に備えて 工事した場合 <input type="checkbox"/> 階段や廊下の 手すりの設置 <input type="checkbox"/> 屋内の段差 の 解消 <input type="checkbox"/> 浴室の工事 <input type="checkbox"/> トイレの工事 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> も含めます <input type="checkbox"/></p> <p>18 平成26年1月以降における住宅の耐震診断の有無</p> <p>耐震診断をした <input type="checkbox"/> 耐震診断を していません <input type="checkbox"/></p> <p>耐震性が確保されていた <input type="checkbox"/> 耐震性が確保されていなかった <input type="checkbox"/></p> <p>19 平成26年1月以降における住宅の耐震改修工事の有無 ・当てはまるものすべてに記入してください</p> <p>工 事 しました <input type="checkbox"/> 工 事 していません <input type="checkbox"/></p> <p>壁の新設・補強 <input type="checkbox"/> 筋かいの設置 <input type="checkbox"/> 基礎の補強 <input type="checkbox"/> 金具による補強 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/></p>

(変更内容)

「平成26年1月以降」を「平成31年1月以降」に変更する。

(変更理由)

- ・調査実施年の変更に伴い、設問の名称（年月部分）を変更するもの

IV 現住居の敷地について

24 取得方法・取得時期等【回答選択肢の変更】 ※調査票乙 26

令和5年調査（案）	平成30年調査																																																																																																																																																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="12" style="text-align: center;">24 取得方法・取得時期等</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><small>国・都道府県・市区町村</small></td> <td colspan="2" style="text-align: center;"><small>都市再生機構（UR）・公社など</small></td> <td colspan="2" style="text-align: center;"><small>会社などの法人</small></td> <td colspan="2" style="text-align: center;"><small>個人</small></td> <td colspan="2" style="text-align: center;"><small>相続・贈与</small></td> <td colspan="2" style="text-align: center;"><small>その他</small></td> </tr> <tr> <td colspan="12" style="text-align: center;">(ア)だれから買ったり借ったりなどしたのですか</td> </tr> <tr> <td colspan="12" style="text-align: center;">(イ)いつ買ったり借ったりなどしたのですか</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和5年</td> <td style="text-align: center;">4年</td> <td style="text-align: center;">3年</td> <td style="text-align: center;">2年</td> <td style="text-align: center;">令和元・平成31年</td> <td style="text-align: center;">平成28～30年</td> <td style="text-align: center;">23～27年</td> <td style="text-align: center;">18～22年</td> <td style="text-align: center;">13～17年</td> <td style="text-align: center;">3～12年</td> <td style="text-align: center;">昭和56～平成2年</td> <td style="text-align: center;">昭和46～55年</td> <td style="text-align: center;">26～45年</td> <td style="text-align: center;">昭和25年以前</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><input type="radio"/></td> </tr> </table>	24 取得方法・取得時期等												<small>国・都道府県・市区町村</small>		<small>都市再生機構（UR）・公社など</small>		<small>会社などの法人</small>		<small>個人</small>		<small>相続・贈与</small>		<small>その他</small>		(ア)だれから買ったり借ったりなどしたのですか												(イ)いつ買ったり借ったりなどしたのですか												令和5年	4年	3年	2年	令和元・平成31年	平成28～30年	23～27年	18～22年	13～17年	3～12年	昭和56～平成2年	昭和46～55年	26～45年	昭和25年以前	<input type="radio"/>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="12" style="text-align: center;">22 取得方法・取得時期等</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><small>国・都道府県・市区町村</small></td> <td colspan="2" style="text-align: center;"><small>都市再生機構（UR）・公社など</small></td> <td colspan="2" style="text-align: center;"><small>会社などの法人</small></td> <td colspan="2" style="text-align: center;"><small>個人</small></td> <td colspan="2" style="text-align: center;"><small>相続・贈与</small></td> <td colspan="2" style="text-align: center;"><small>その他</small></td> </tr> <tr> <td colspan="12" style="text-align: center;">(ア)だれから買ったり借ったりなどしたのですか</td> </tr> <tr> <td colspan="12" style="text-align: center;">(イ)いつ買ったり借ったりなどしたのですか</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">平成30年</td> <td style="text-align: center;">29年</td> <td style="text-align: center;">28年</td> <td style="text-align: center;">27年</td> <td style="text-align: center;">26年</td> <td style="text-align: center;">平成25年</td> <td style="text-align: center;">23～25年</td> <td style="text-align: center;">18～22年</td> <td style="text-align: center;">13～17年</td> <td style="text-align: center;">8～12年</td> <td style="text-align: center;">3～7年</td> <td style="text-align: center;">昭和56～平成2年</td> <td style="text-align: center;">昭和46～55年</td> <td style="text-align: center;">26～45年以前</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><input type="radio"/></td> </tr> </table>	22 取得方法・取得時期等												<small>国・都道府県・市区町村</small>		<small>都市再生機構（UR）・公社など</small>		<small>会社などの法人</small>		<small>個人</small>		<small>相続・贈与</small>		<small>その他</small>		(ア)だれから買ったり借ったりなどしたのですか												(イ)いつ買ったり借ったりなどしたのですか												平成30年	29年	28年	27年	26年	平成25年	23～25年	18～22年	13～17年	8～12年	3～7年	昭和56～平成2年	昭和46～55年	26～45年以前	<input type="radio"/>																										
24 取得方法・取得時期等																																																																																																																																																									
<small>国・都道府県・市区町村</small>		<small>都市再生機構（UR）・公社など</small>		<small>会社などの法人</small>		<small>個人</small>		<small>相続・贈与</small>		<small>その他</small>																																																																																																																																															
(ア)だれから買ったり借ったりなどしたのですか																																																																																																																																																									
(イ)いつ買ったり借ったりなどしたのですか																																																																																																																																																									
令和5年	4年	3年	2年	令和元・平成31年	平成28～30年	23～27年	18～22年	13～17年	3～12年	昭和56～平成2年	昭和46～55年	26～45年	昭和25年以前																																																																																																																																												
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>																																																																																																																																												
22 取得方法・取得時期等																																																																																																																																																									
<small>国・都道府県・市区町村</small>		<small>都市再生機構（UR）・公社など</small>		<small>会社などの法人</small>		<small>個人</small>		<small>相続・贈与</small>		<small>その他</small>																																																																																																																																															
(ア)だれから買ったり借ったりなどしたのですか																																																																																																																																																									
(イ)いつ買ったり借ったりなどしたのですか																																																																																																																																																									
平成30年	29年	28年	27年	26年	平成25年	23～25年	18～22年	13～17年	8～12年	3～7年	昭和56～平成2年	昭和46～55年	26～45年以前																																																																																																																																												
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>																																																																																																																																												
<p>(変更内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 取得時期の区分を変更する。 <p>(変更理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> 調査実施年の変更に伴い、回答年次を機械的に更新するもの 																																																																																																																																																									

調査票乙

VI 居住世帯のない住宅（空き家）「その他」の所有状況

31 建築の時期【回答選択肢の変更】

令和5年調査（案）	平成30年調査
<p>31 建築の時期</p> <p>令和3～平成23～平成13～3～昭和56～昭和46～昭和45 5年 令和2年 22年 12年 平成2年 55年 年以前</p> <p><input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/></p>	<p>29 建築の時期</p> <p>平成23～13～3～昭和56～昭和46～昭和45 30年 22年 12年 平成2年 55年 以前</p> <p><input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/></p>
<p>(変更内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築の時期の区分を変更する。 <p>(変更理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査実施年の変更に伴い、回答年次を機械的に更新するもの 	

VIII 現住居の敷地以外に所有する宅地など

38 土地の取得時期【回答選択肢の変更】

令和5年調査（案）							平成30年調査								
38 土地の取得時期	令和3～ 5年	平成23～ 令和2年	平成13～ 22年	3～ 12年	昭和56～ 平成2年	昭和46～ 55年	昭和45 年以前	36 土地の取得時期	平成28～ 30年	23～ 27年	13～ 22年	3～ 12年	昭和56～ 平成2年	昭和46～ 55年	昭和45年 以前
<p>(変更内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 土地の取得時期の区分を変更する。 <p>(変更理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> 調査実施年の変更に伴い、回答年次を機械的に更新するもの 															